



市道三上市三宅線 通行規制のお知らせ

老朽化した水道管の入替工事に伴い、市道三上市三宅線において通行規制を行います。



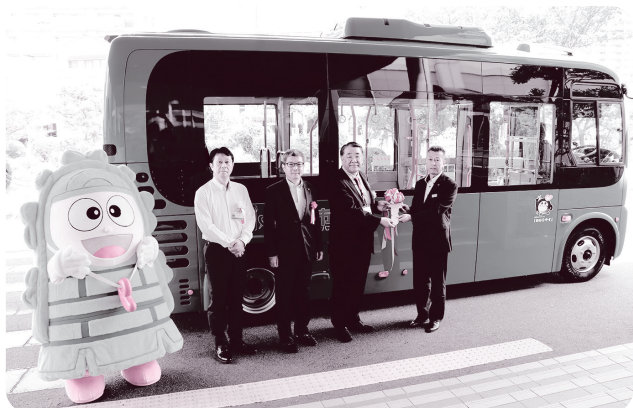
規制期間… 7月～令和7年2月
午前9時～午後5時

規制内容… **車両片側交互通行**
※ガードマンが交通誘導を行います。

問い合わせ… 上下水道課
☎589-6433、589-6432、
FAX589-5041

野洲市コミュニティバス「おのりやす」のバスが新しくなりました！

平成17年度から運行していた三上コースのバス車両を、老朽化に伴い新しく更新しました。新しいバスは5月24日に納車式を行い、5月29日から運行を開始しています。バスは29人乗りで、車いすでの乗車が可能です。



▲納車式
(写真右)滋賀日野自動車株式会社 代表取締役社長 荒木啓太さん



問い合わせ… 協働推進課 ☎587-6043、FAX 587-4033

野洲市の行政相談委員が感謝状を贈呈されました

5月30日、野洲市区域担当の行政相談委員・橋円たちばなまどかさんが、地域総括評価官感謝状の贈呈を受けられました。

これは、業績が顕著で他の模範とされる県内の行政相談委員に対し、地域総括評価官（在総務省滋賀行政監視行政相談センター）から感謝状が贈呈されるものです。

行政相談委員は、皆さんの身近な相談相手です。国の事務に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。国の事務について困った時は、お気軽にご相談ください。

問い合わせ… 市民生活相談課 ☎587-6063、FAX 586-2177



保険年金課からのお知らせ

後期高齢者医療制度のお知らせ

新しい保険証を7月中に簡易書留郵便で送付します。

- 8月1日から令和7年7月31日まで使える保険証を送付します。
- 令和7年7月31日まで使える保険証の色は、薄緑色（うぐいす色）です。
- 令和5年中の所得をもとに、負担割合が決定されます。8月からの負担割合は7月中に届く保険証券面でご確認ください。

■ 令和6年度の保険料の額を7月中にお知らせします。

- 保険料の支払方法は通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額が公的年金から引き落とされます。「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いしてもらうことになります。

■ 「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」を更新します。

- 7月31日まで有効の限度額証をお持ちの人で、8月以降も該当する人には、新しい保険証に同封して郵送します。（申請手続きは不要です。）
- マイナ保険証をお持ちの人は、限度額証が不要となります。



交付年月日 令和 6年 8月 1日	
後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 令和 7年 7月 31日	
被保険者番号	01234567
住所	大津市大字1丁目3番28号
氏名	水 広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 8年 4月 1日
資格取得年月日	平成 20年 4月 1日
発給期間	平成 20年 4月 1日
保険者番号	3391234520110
保険者名	滋賀県後期高齢者医療広域連合
印	
! 山折り(裏面)!	
氏名	コウイキ タロウ 広域 太郎
被保険者番号	01234567
一部負担割合	<input checked="" type="radio"/> 割
有効期限	令和 7年 7月 31日

問い合わせ…市保険年金課 ☎587-6081、FAX586-2177 滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎522-3013

国民健康保険被保険者証を更新します

8月1日から有効の新しい「国民健康保険被保険者証（保険証）」を7月中に簡易書留郵便で世帯主へ送付します。新しい保険証の色は紫色です。

現在お持ちの保険証（桃色）は、8月1日以降ご自身で適切に廃棄してください。

配達時に不在等で受け取れなかった場合には不在連絡票が配られますので、郵便局に再配達を依頼するか、郵便局の窓口で受け取ってください。郵便局での保管期間が過ぎた保険証は、一時的に市保険年金課で保管しますので、受け渡しについてはご連絡ください。

新しい保険証の有効期間は、8月1日～令和7年7月31日です

- ◆ 上記期間中に**70歳になる人**は、誕生日の翌月から「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」に変更となるため、有効期限は誕生日の月末となります。
- ◆ 上記期間中に**75歳になる人**は、誕生日から「後期高齢者医療保険」に移行するため、有効期限は、誕生日の前日となります。

12月2日に従来の保険証が廃止になります

国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の一体化の方針に基づき従来の保険証が12月2日に廃止されます。廃止時点で発行済みの保険証は、廃止された12月2日以降も有効期限（最長有効期限：令和7年7月31日）までは引き続き使用できます。*

※マイナンバーカードによる資格確認ができない場合がありますので、保険証廃止後も医療機関等で受診の際には、念のため従来の保険証も一緒に持参してください。

保険証廃止後の対応

12月2日以降、保険証の発行ができなくなりますが、マイナンバーカードと健康保険証の利用登録（マイナ保険証登録）をしていない人やマイナンバーカードをお持ちでない人には、保険証に代わるものとして「資格確認書」を交付します。

また、マイナ保険証登録をしている人には、「資格情報のお知らせ」を交付します。「資格情報のお知らせ」のみで医療機関を受診することはできません。

マイナ保険証登録している人で、「資格確認書」が必要な場合は、申請により交付します。

※「限度額認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「特定疾病受療証」は、引き続き申請により交付します。



マイナ保険証の利用についてはこちら

問い合わせ…

▽ 上記保険証に関すること 保険年金課 ☎587-6081、FAX586-2177

▽ マイナンバーカードの保険証利用申し込みに関すること マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

福祉医療費受給券更新のお知らせ

市が行っている福祉医療費助成制度の受給券は、有効期間が7月31日までです。(子ども(未就学児、小・中学生、高校生世代)を対象とした制度を除く)

所得要件等を審査の上、8月以降も引き続き助成対象となる人には、7月中に新しい受給券を郵送します。また、更新申請書や確認書類の提出が必要な人には別途案内を送付しますので、提出してください。

対 象…次の①～⑤いずれかの助成制度の受給券をお持ちの人

助成種別	助成対象
①重度障害者	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳が1～3級の人 ●療育手帳がAの人 ●特別児童扶養手当支給対象児童で1級の人 ●精神障害者保健福祉手帳が1級の人 ●療育手帳がB 1かつ精神障害者保健福祉手帳が2級の人
②ひとり親家庭	ひとり親家庭で18歳未満の子どもを扶養している人およびその子ども
③ひとり暮らし(高齢)寡婦	母子家庭で18歳未満の子どもを扶養していたことがあり、1年以上ひとり暮らしをしていて今後も継続する予定の75歳未満の寡婦
④低所得者老人	<ul style="list-style-type: none"> ●住民税の所得割が課せられていない世帯に属する65～74歳の人(別世帯でも同地番に居住の実態があれば課税状況の確認の対象です。) ●1年以上ひとり暮らしで今後も継続する人等
⑤精神科通院	精神障害者保健福祉手帳が1級、2級の人かつ、自立支援医療受給者証(精神通院医療)の交付を受けている人

※所得制限(配偶者・扶養義務者を含む)などにより、対象とならない場合があります。

※①～⑤の制度を利用している人で、受給券、更新申請書、受給資格の喪失通知、確認書類の提出依頼通知のいずれかが7月22日(月)までに届いていない人はご連絡ください。

※助成を受けていない人で対象と思われる人は、お問い合わせください。



市ホームページ

問い合わせ…保険年金課 ☎587-6081、FAX586-2177

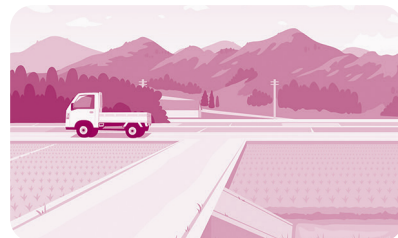
8・1台帳の申告を！「農家台帳申告書」

8月1日を基準日として、農家台帳の申告をしてください。

なお、申告書は7月下旬に郵送または農業組合長を通じて配布します。

農家台帳の申告により、農業者の実態を調査するとともに、軽油の免税証明(耕作証明)などさまざまな証明等の根拠となりますので、内容をご確認の上、提出してください。

問い合わせ…農業委員会事務局 ☎587-6007、FAX587-3834



児童扶養手当 支払いの お知らせ

7月期の支払いは、7月11日(休)の予定です。

※5月・6月分の手当が対象です。

※現在受給している人が婚姻(事実婚を含む)等をされた場合や、受給者本人や扶養義務者が年度の途中で所得の修正申告をした場合は届け出が必要です。

問い合わせ…子育て家庭支援課

☎587-6884、FAX586-2176

応援します！市民活動！ 市民活動促進補助金

がんばる市民活動団体の皆さんを応援する「市民活動促進補助金」の申請を受け付けます。

補助対象等…

	初期支援型	継続活動支援型
目的	市民活動団体の運営が軌道に乗るよう設立初期の活動を支援します。	まちづくりにつなげるため、新規の事業やこれまでの事業の質を高め新たな展開を図る活動を支援します。
対象	設立後3年以内の団体、 6カ月以内に市民活動を始める団体	すでに活動している設立後3年以上の団体
補助額	補助対象経費に対し上限10万円	補助対象経費に対し上限15万円
補助期間	上限3年	上限2年
募集团体数	2団体	2団体
選考方法	書類審査、聞き取り	書類審査、プレゼンテーション
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●対象となる「団体」とは、市が定める市民活動団体としての要件を全て満たし、市に登録している団体のことです。 ●食糧費は補助対象経費の対象外です。 ●申請多数の場合は、別に定める審査基準に基づき選考します。 	

※申請書等は市民協働室（野洲図書館内）に設置します。市ホームページからもダウンロード可

※詳細は、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

申請・問い合わせ… 7月19日(金)までに市民協働室 ☎518-0556、FAX587-5976

令和6年度 創業支援補助金のご案内

市内での創業促進を図るため、創業時の負担軽減を目的として、新たに事業を開始（創業）する小規模企業者を対象とした創業にかかる経費の一部補助を実施します。

対象… 4月1日～令和7年3月31日の間に創業または創業予定の小規模企業者で、次の①～⑥の全てに該当する人

- ①市内に事業所を設置して事業を営んでいるまたは営もうとしていること
- ②野洲市商工会が実施する「創業塾」（令和4・5年度開催、または令和6年7・8月開催予定のもの）を全5回全て受講修了し、同商工会から補助金の申請に係る確認を受けていること
- ③市町村税および国民健康保険税を滞納していないこと
- ④実績報告を提出する日まで市内で事業を継続していること
- ⑤許可を要する業種の場合、許可を受けているまたは受けることが確実であること
- ⑥暴力団排除条例に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係をもっていないこと

補助金額…補助対象経費の1/2以内の額 ※補助限度額20万円

申請… 8月1日(木)～令和7年2月28日(金)に商工観光課

※1事業者あたり1回のみ申請可

◆「創業塾」とは…

野洲市商工会と市が協力して、創業予定の人や創業後5年以内の人等を対象に、創業に必要な知識・技能を身に付けることを目的に開催している講座のことです。受講を修了し証明を受けることで、登録免許税の軽減措置や創業者向けの融資制度等の特典があります。

同商工会では、創業をお考えの人や創業されて5年以内の人を対象とした「創業塾」を本年7・8月に開催します。詳細はお問い合わせください。

問い合わせ…▽補助金に関すること 商工観光課 ☎587-6008、FAX587-6960

▽創業塾に関すること 野洲市商工会 ☎589-4880、FAX589-5380

省エネ家電への買い換えに補助金を交付します!

対象…次の①②の全てに該当する人

- ①野洲市に住民登録があり、市内に居住していること
- ②市税の滞納がないこと

対象製品…エアコンまたは冷蔵庫で、次の①～③の全てに該当するもの

- ①最新の省エネ基準達成率100%以上のもの
- ②買い換え目的で新品を購入し、自ら居住する自宅に設置したもの
- ③7月1日(月)～令和7年2月28日(金)に購入および設置したもの

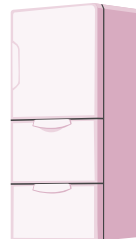
補助額…購入金額の1/2 (本体のみ対象、上限3万円、千円未満切捨て)

※1人につき1台限り

※予算に達し次第、受け付け終了となりますのでご注意ください。

※申請方法等の詳細は市ホームページをご覧ください。

申請・問い合わせ…令和7年2月28日(金)までに環境課 ☎587-6003、FAX587-3834



市ホームページ

低所得者世帯支援給付金のお知らせ

物価高への支援として、該当する世帯に低所得者世帯支援給付金を給付します。給付対象の世帯には、準備が整い次第、市から確認書等の関係書類を郵送します。

詳細は、市ホームページをご覧ください。給付金窓口までお問い合わせください。

対象…基準日(6月3日)現在、次の①～③の全てに該当する世帯

- ①令和6年1月1日時点で世帯全員が日本国内に住民票がある世帯
- ②野洲市に住民登録している世帯
- ③令和5年度住民税では課税世帯であったが、令和6年度住民税では新たに非課税世帯や均等割のみ課税世帯*となった世帯

ただし、次のいずれかに該当する世帯は、給付金の対象外となります。

- 令和5年度住民税が非課税または均等割のみ課税であった世帯(非課税世帯または均等割のみ課税世帯を対象とした令和5年度給付金の受給世帯(受給対象世帯を含む))
- 住民税が課税されている人の扶養親族等(事業専従者を含む)のみからなる世帯
- 租税条約による住民税の免除を受けている人がいる世帯
- すでに他の市区町村で同様の給付金を受給した世帯(受給対象であった世帯を含む)または当該世帯の世帯主を含む世帯

※均等割のみ課税世帯(令和6年度住民税) …

住民税所得割が非課税で、住民税均等割が4,800円(市民税3,000円、県民税1,800円)のみ課税されている世帯

給付額…10万円/世帯

うち、18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)の児童がいる世帯は5万円/児童1人を別途給付

申請・問い合わせ…市民生活相談課 低所得者世帯支援給付金窓口 専用ダイヤル ☎588-1712、

FAX586-2177(受付/午前9時～午後5時(土曜・日曜日、祝日は除く))

第1回 野洲の歴史文化 “再発見” ワークショップ を開催します

文化財保存活用地域計画の作成に向けて、未来に受け継いでいきたい野洲市の歴史文化を洗い出し、受け継いでいくために私たちができることについて、皆さんとともに考えます。

日時…7月6日(土) 午後1時30分～3時30分

場所…野洲図書館本館ホール(辻町410番地)

対象…どなたでも

内容…▽講話「野洲市の未指定文化財について」
▽ワークショップ「野洲市のたからものMAP」作成

参加費…無料 申し込み…不要

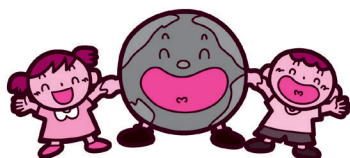
問い合わせ…文化財保護課 ☎589-6436、FAX589-5444

環境審議会 を開催します

市では、豊かな自然環境や良好な生活環境を保全するため、「第2次野洲市環境基本計画」に基づき、さまざまな施策を展開しています。令和5年度の実績評価と施策の改善に向け、野洲市環境審議会を開催します。

会議は公開で行いますので、どなたでも傍聴できます。

日時…7月12日(金) 午後2時～4時
場所…市役所本館3階第1委員会室
内容…令和5年度の事業実績・評価について等
問い合わせ…環境課 ☎587-6003、FAX587-3834



夏の移動図書館は、 特別版!

毎月第3金曜日の移動図書館を、7月・8月は特別版として開催します。

また、野洲図書館の利用カードを作る出張窓口も開設します。新規登録をした人にはノベルティグッズをプレゼントします。まだお持ちでない人は、住所がわかる証明書類(運転免許証、保険証など)をお持ちください。

日時…7月19日(金)、8月16日(金)
午前10時30分～正午
対象…平和堂アル・プラザ野洲1階セントラルコート
内容…移動図書館、としよかんカード登録受け付け
▽7月/えほんの広場&おはなし会
▽8月/工作あそび

※おはなし会、工作あそびの時間などの
詳細はホームページをご覧ください。

問い合わせ…野洲図書館
☎586-0218、FAX587-5976



ホームページ

第1回 生涯学習カレッジを開催します

地域で活躍する人を講師として招き、学習成果を地域へ発信できる人づくりと活力ある地域づくりにつなげることを目的に、令和6年度野洲市生涯学習カレッジを開催します。令和6年度は全5回の開催を予定しています。

日時…7月20日(土) 午後2時～4時(受付/午後1時30分～)
場所…野洲図書館本館ホール
対象…どなたでも
内容…▽講義「生涯学習って何をする?～テーマコミュニティで地域も元気に～」
/高木和久さん(野洲市社会教育委員)
▽グループワーク

参加費…無料

申し込み・問い合わせ…7月12日(金)までに生涯学習課(当日参加も可) ☎587-6053、FAX587-3835

※生涯学習カレッジの詳細は市ホームページに随時掲載します。



市ホームページ

図書館で「調べものマスター」をめざそう!

図書館の本を使ってクイズを解きます。

クイズを全部クリアして、図書館調べものマスターになってみませんか。

日時…8月2日(金) ①午前10時30分～正午、②午後2時～3時30分 場所…野洲図書館本館
対象…市内在住の小学4～6年生、各回先着9人
内容…▽図書館の本の並べ方・本の調べ方、検索機の使い方などの説明
▽調べものクイズに挑戦※司書がサポートします。

申し込み・問い合わせ…7月6日(土)午前10時～14日(日)午後6時に申込用紙に必要事項を記入・持参の上、
野洲図書館 ☎586-0218、FAX587-5976

※申込用紙は、野洲図書館館内(本館(辻町410)、中主分館(西河原2400))に設置およびホームページに掲載
しています。申し込みは本館・中主分館いずれでも受付可

※申込期間終了後、定員に達しなかった場合のみ、7月17日(水)午前10時から電話での申込可
(ホームページにて周知します。)

ながはら くてんあと 夏休み!永原御殿跡の発掘調査体験教室

好評の「永原御殿跡^{*}」の発掘調査体験教室を実施します。発掘調査への参加で、歴史発見の最前線に立ち会っていただきます。

※永原御殿跡…徳川家康・秀忠・家光が江戸～京都間の往来で宿泊した専用城郭

日時…8月24日(土)・25日(日) 午前9時30分～11時45分 ※雨天中止

場所…国指定史跡永原御殿跡(永原)

対象…小学5年生以上 ※小学生は保護者同伴要

内容…永原御殿本丸「御年寄衆之湯殿^{おとしよりしゅうのゆどの}」跡の発掘調査に参加します。※江戸幕府の重臣専用のお風呂
参加費…無料

※参加希望日を受け付けた後、日程調整の上、後日参加日や当日の持ち物等をお知らせします。

(約100㎡の調査区で1日につき10人程度を予定)

※市で保険(傷害)に加入します。

※詳細は市ホームページをご覧ください。

申し込み・問い合わせ…7月8日(月)～17日(水)に文化財保護課

☎589-6436、FAX589-5444、Eメールbunkazai@city.yasu.lg.jp



市ホームページ

夏休み親子ふれあい料理教室を開催します

親子で給食メニューの調理をしながら、食文化や健康的な食事を楽しく学びます。

※今年度は開催場所が中主小学校です。

日時…8月22日(木)・23日(金) 午前9時45分～午後1時(受付/午前9時30分～)

場所…中主小学校調理室(西河原712)

対象…市内在住の小学生とその保護者(1組3人まで)、各日12組

内容…給食の中で地元の野菜食材を使った料理や人気があったメニュー

参加費…600円/人(保険代含む)

申し込み・問い合わせ…

7月12日(金)までに申請用紙に必要事項を記入の上、Eメールまたは持参にて学校給食センター(八夫2479番地)☎589-1011、FAX589-1022、Eメールkyuusyoku@city.yasu.lg.jp

※詳細は市ホームページをご覧ください。申込用紙は市ホームページからダウンロード可

※希望日の複数選択不可

※先着順ではありません。応募者多数の場合は初めての人優先で抽選となります。抽選結果は、7月22日(月)までにEメールまたは郵送にて申込者全員へお知らせします。



市ホームページ

フードドライブにご協力ください!

日本では、年間523万トンもの食品ロス(食べられるのに廃棄される食品)が発生しています。食品ロスを削減することにより、食料の有効利用や地球温暖化の抑制にもつながります。

フードドライブとは、各家庭で余っている、使いきれない未使用食品を集め、それらを市役所、社会福祉協議会、フードバンク団体や地域の団体等に寄贈する活動です。

ご家庭で余っている次のような食品があればご提供ください。

■賞味期限が1カ月以上あり、未開封で生もの以外の食品

穀類、缶詰、乾物、飲料、インスタント・レトルト食品、お菓子、調味料

実施期間…7月5日(金)～12日(金) 各施設の執務時間内

回収場所…市役所別館2階(環境課受付前※常設)、野洲図書館、市内コミュニティセンター(きたのを除く)

※コミュニティセンターなかさと・ひょうずでは随時受け入れられています。

問い合わせ…環境課☎587-6003、FAX587-3834



市ホームページ

健康スポーツセンター

「サンネス」 イベント情報

問い合わせ

☎ 596-5964

FAX 596-5965



野洲市健康スポーツセンターは、野洲クリーンセンターの焼却で発生する熱エネルギーを温水利用した環境にやさしい施設です。

■夏のスイミング教室おためし体験キャンペーン

日 時…7月31日(水)までの本科教室開催日 (定員は電話にてご確認ください。)

対 象…就学前3歳児～小・中学生

参加料…1,000円/回

特 典…7月・8月入会⇒登録料1,500円無料+指定キャッププレゼント



■サンネス 夏のスタートキャンペーン

日 時…7月31日(水)まで

対 象…16歳以上のフィットネス会員7月入会者

特 典…●登録料1,500円⇒0円

●7月会費⇒50% OFF

●体組成計(InBody)測定無料

●トレーニングメニュー作成無料



■キッズダンス体験会

日 時…7月21日(日) ①午後1時30分～2時15分 ②午後2時30分～3時15分

対 象…①4歳～未就学児 ②小学1年～6年生 各時間15人 ※最低開催人数5人

参加料…1,100円

※詳細は、ホームページをご覧ください。お問い合わせください。



歴史の小窓

—学芸員のメッセージ—

232

歴史民俗博物館 ☎587-4410、Fax587-4413

博物館の役割

「博物館ってなんだろう？」そんな疑問をもったことはありませんか？ちょっと難しそうで展示をしている場所。そんなイメージを持っている人も多いのではないのでしょうか。

たしかに、「展示」は博物館で欠くことのできない役割の1つです。しかし、博物館の役割はそれだけではありません。資料を「収集」して「保管」し、「調査研究」をする。展示解説や講演会、体験型の企画を通じて学びの場を提供する（「教育普及」）。このように、博物館はさまざまな役割を担っています。

博物館が取り扱う資料は館ごとに異なります。博物館という言葉の枠組みは大きく、美術館や動物園、水族館も博物館に含まれます。当館は歴史博物館ですから、野洲市の歴史や民俗に関する資料を収集・保管し、調査研究しています。

博物館で収集し、調査研究している資料は博物館のものでも、博物館で働く職員のものでもなく、全ての人の大切な財産です。これからも大切な財産を後世へ受け継いでいくと同時に、多くの人に博物館を利用していただけるように尽力してまいります。

当館では7月13日(土)から、博物館の役割をわかりやすく紹介する夏期テーマ展「夏休み！子ども博物館！」を開催します。この機会にぜひ足を運んでいただき、博物館への理解を少しでも深めていただけると幸いです。(博物館学芸員 芦塚晶太)



■夏期テーマ展 「夏休み！子ども博物館」

会期：7月13日(土)～9月1日(日)

※期間中の休館日：毎週月曜日(祝日、振替休日は除く)、祝日等の翌日(土曜・日曜日、祝日等の場合は除く)

※市民は入館無料(運転免許証やげんきカードなどをご提示ください。)